受 916
28.9.15
付
小郡三井医師会

福県医発第1739号（地）
平成28年9月14日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

平成28年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

標記の件につきましては、平成28年9月8日付福県医発第1644号（地）にて、日本医師会より通知があった旨、ご連絡申し上げているところでありますが、今般、九州厚生局指導監査課長からも同趣旨の連絡がありました。

取扱いの概要につきましては、下記のとおりでありますが、同局ホームページ（URL：http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/）にて関係通知や届出様式が掲載されておりますので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員への周知方改めてよろしくお願い申し上げます。

なお、同局において、当該経過措置に関係する施設基準を届け出ている保険医療機関に対しては、届出漏れが生じないよう別添別紙2により周知文書が送付されますことを申し添えます。

記

＜取扱いの概要＞

（1）経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

当該経過措置項目に係る様式のみの提出となります。（別添別紙1参照）

なお、当該取扱いは、平成28年度診療報酬改定において、平成28年9月30日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなります。

（2）要件を満たさない場合

変更又は辞退の届出が必要となります。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　白石恒明

事　務　連　絡
平成 28 年 9 月 9 日

福岡県医師会長　　様

九州厚生局指導監査課長

平成 28 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いについて（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度診療報酬改定において、平成28年９月30日で経過措置の期限が到来する施設基準については、平成28年10月１日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、平成 28 年９月１日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添１）により、平成 28 年 10 月７日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月１日に遡って算定することができるものとされました。

当局においては、届出漏れが生じないよう、当該経過措置に関係する施設基準を届け出ている保険医療機関に対し、別添２により周知文書を送付することとしております。

つきましては、貴会におかれましても、当該取扱いについて、会員各位への周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当局ホームページ〔http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/〕にて関係通知や届出様式の掲載を行いますので、併せてご参照ください。

記

１　取扱いの概要

（１）経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

当該経過措置項目に係る様式のみの提出となります。（詳細は別添１又は２の別紙をご参照願います。）

なお、当該取扱いは、平成 28 年度診療報酬改定において、平成 28 年９月 30 日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなります。

（２）要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出が必要となります。

福岡県医師会
28.9.12
受付
2945

別添１

事　務　連　絡
平成28年９月１日

地方厚生（支）局医療課　御中

厚生労働省保険局医療課

平成28年度診療報酬改定において経過措置を
設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年３月４日保医発0304第１号）により示されているところですが、当該通知の第４表２に掲げる点数であって、その点数を平成28年10月１日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、届出が必要とされているものの取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いいたします。

また、平成28年10月７日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月１日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いいたします。

別　紙 1

別添１

平成28年９月30日まで経過措置の施設基準

区分	診療項目	届出対象	経過措置が設置されている要件（概要）	届出が必要な様式※
入院基本料等加算	急性期看護補助体制加算 （10対1入院基本料に係る届出に限る。）	平成28年3月31日において急性期看護補助体制加算を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を、10対１入院基本料を算定する病棟にあっては0.6割以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	看護職員夜間12対１配置加算２ （10対1入院基本料に係る届出に限る。）	平成28年3月31日において看護職員夜間配置加算を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を、10対１入院基本料を算定する病棟にあっては0.6割以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
特定入院料	救命救急入院料２（特定集中治療室管理料１の施設基準を満たしているもの）	平成28年3月31日において救命救急入院料２（特定集中治療室管理料１の施設基準を満たしているもの）を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を8割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43
	救命救急入院料２（特定集中治療室管理料３の施設基準を満たしているもの）	平成28年3月31日において救命救急入院料２（特定集中治療室管理料３の施設基準を満たしているもの）を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を7割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43
	救命救急入院料４（特定集中治療室管理料１の施設基準を満たしているもの）	平成28年3月31日において救命救急入院料４（特定集中治療室管理料１の施設基準を満たしているもの）を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を8割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43
	救命救急入院料４（特定集中治療室管理料３の施設基準を満たしているもの）	平成28年3月31日において救命救急入院料４（特定集中治療室管理料３の施設基準を満たしているもの）を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を7割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43
	特定集中治療室管理料１	平成28年3月31日において特定集中治療室管理料１を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を8割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43
	特定集中治療室管理料２	平成28年3月31日において特定集中治療室管理料２を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を8割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43
	特定集中治療室管理料３	平成28年3月31日において特定集中治療室管理料３を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を7割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43
	特定集中治療室管理料４	平成28年3月31日において特定集中治療室管理料４を届出していた病院	特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を7割以上入院させる治療室であること。	別添7、様式43

※医療機関の負担軽減等の観点から、各診療項目毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

○特掲診療料

該当項目なし

別　紙２

別添２

平成２８年９月９日

保険医療機関　　御中

九州厚生局指導監査課長

平成28年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いについて（お知らせ）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度診療報酬改定において、平成28年９月30日で経過措置の期限が到来する別紙の施設基準については、平成28年10月１日以降も当該点数を引き続き算定する場合には、届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、平成28年９月１日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡により、**平成28年10月７日（金）**までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月１日に遡って算定することができるものとされておりますので、当該点数を引き続き算定する場合は、届出漏れのないようご留意願います。

なお、既に当該経過措置にかかる届出を行っている場合は、改めて届出を行う必要はありませんので申し添えます。

記

１　平成28年９月30日で経過措置の期限が到来する施設基準
別紙のとおり

２　提出書類等

（１）経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合
別紙に記載する「届出が必要な様式」について、正副２部提出してください。
提出書類の例
一般病棟入院基本料（７対１）の届出を行う場合
「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（平成28年３月４日保医発0304第１号）
・　**「別添７」、「様式10」**

※１　上記の取扱いは、平成28年度診療報酬改定において、平成28年９月30日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなりますので、ご留意願います。

※２　経過措置に係る届出の実績期間については、原則、平成２８年９月実績分をご提出下さい。

平成28年9月30日まで経過措置の施設基準

（別紙）

○基本診療料

区分	診療項目	届出対象	経過措置が設置されている要件（概要）	届出が必要な様式※
入院基本料	一般病棟入院基本料（7対1）	平成28年3月31日において一般病棟入院基本料（7対1）を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を2割5分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	一般病棟入院基本料の注6 看護必要度加算2	平成28年3月31日において看護必要度加算1を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を1割8分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	一般病棟入院基本料の注6 看護必要度加算3	平成28年3月31日において看護必要度加算2を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を1割2分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	特定機能病院入院基本料（一般病棟・7対1）	平成28年3月31日において特定機能病院入院基本料（一般病棟・7対1）を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を2割5分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	特定機能病院入院基本料の注5 看護必要度加算2	平成28年3月31日において看護必要度加算1を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を1割8分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	特定機能病院入院基本料の注5 看護必要度加算3	平成28年3月31日において看護必要度加算2を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を1割2分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	専門病院入院基本料（7対1）	平成28年3月31日において専門病院入院基本料（7対1）を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を2割5分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	専門病院入院基本料の注3 看護必要度加算2	平成28年3月31日において看護必要度加算1を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を1割8分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	専門病院入院基本料の注3 看護必要度加算3	平成28年3月31日において看護必要度加算2を届出していた病院	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を1割2分以上入院させる病棟であること。	別添7、様式10
	療養病棟入院基本料2	平成28年3月31日において療養病棟入院基本料2を届出していた病院	当該病棟の入院患者のうち医療区分3の患者と医療区分2の患者との合計が5割以上であること。	別添7、各病棟の入院患者のうち「基本診療料の施設基準等」の「医療区分3の患者」と「医療区分2の患者」との合計の割合が分かる資料（様式6の[記載上の注意]6を参照）
	療養病棟入院基本料の注10 在宅復帰機能強化加算	平成28年3月31日において在宅復帰機能強化加算を届出していた病院	当該保険医療機関又は別の保険医療機関の病棟若しくは病室から当該病棟に入院し、在宅に退院した1年間の患者数を、当該病棟の1年間の1日平均入院患者数で除した数が100分の10以上。	別添7、様式10の8